

京丹後市総合教育大綱の策定（取扱い決定）に係る
市民意見の聴取等について（案）

1 市民の声を広く聴くことについて

（1）聴き方

次の「（2）市民の声を聴く場」において、京丹後市教育振興計画について説明し、市民から意見を聴く。

（2）市民の声を聴く場

- ① 市長とフラット座談会
- ② 総合計画審議会
- ③ 教育委員会が所管する有識者の会議（社会教育委員会議等）

2 大綱の策定（取扱い決定）の時期について

平成28年度中の大綱の策定（取扱い決定）を目指す。